

松江市ガス事業民間譲渡 募集要項に関する質問回答

No.	資料名	項目名等	頁	質問	回答
1	松江市ガス事業譲渡に関する募集要項	2. (1) 応募者等の構成	2	第一次審査（資格審査）書類提出時以降、「応募者等構成員表」に変更（追加や離脱）があってはいいけないか。 変更がある場合はどのような手続きをすればよいか。	第一次審査以降の「応募者等構成員表」の変更は原則認めておらず、代表企業の離脱は認めません。 構成企業及び協力企業の追加や離脱については、理由如何によっては、ガス事業譲渡先選定委員会の判断で容認する場合があります。 手続きについては、理由等を記載した当該変更の届を提出していただくことを想定していますが、変更を希望する代表企業に別途指示します。 なお、構成企業又は協力企業の追加については、ガス事業譲渡先選定委員会に諮る前に資格審査を行います。 構成企業又は協力企業の離脱については、第二次審査における応募提案書類に影響が及ぶことが想定され、その実現性の観点での評価に影響を与えることがあります。
2	松江市ガス事業譲渡に関する募集要項	2. (2) ④協力企業	2	協力企業は、他の応募者等にも参加し、複数の「応募者等構成員表」に同じ協力企業の記載があっても問題ないか。 コンソーシアム内の協力企業については、他のコンソーシアムと重複しても構わないか。	協力企業は、複数の応募者等に参加することが可能です。 コンソーシアム（応募者）は、代表企業及び構成企業で構成するグループとしており、コンソーシアム（応募者）及び協力企業を総称して応募者等としています。 このことから、応募者（代表企業及び構成企業）と協力企業では、提出書類が異なります。
3	松江市ガス事業譲渡に関する募集要項	2. (2) ④協力企業	2	協力企業として「応募者等構成員表」に参加がないと、応募者が本公募手続において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を協力企業は提供することができないか。あるいは、応募者等の提案審査書類に必要な機能の一部提供を見込んだ記載ができないのか。 応募者は必要な機能の一部を提供する会社には事前に協力企業として参加してもらうことが必要なのか。 最終的に事業提案に記載の必要な機能の一部を協力企業ではなく、他の企業が提供することになった場合は問題があるか。 応募者の提案審査において、協力企業として機能の一部の提供を受ける提案の場合と、「関心表明書」などの提出をもって当該企業の協力の意思を取り付ける場合とで評価は異なるのか。	事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人が、必ず協力企業として、応募者等に参加しなければならないということはありません。 第二次審査における応募提案書類提出後の構成企業又は協力企業の追加又は離脱や、必要な機能の一部を協力企業ではなく、他の企業が提供することなどの応募提案書類に記載された提案内容の変更は原則認めませんが、個別の事情、提案履行への影響を考慮して判断します。 事業提案はその実現性の観点でも評価を行うため、事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人について、協力企業とするか、「関心表明」を受けることとするかで、評価が変わる可能性があります。しかし、どの程度評価が変わるかは、個別のケースごとに判断されるため、回答しかねます。 なお、本市から指示のない書類等の添付は認めておりません。
4	松江市ガス事業譲渡に関する募集要項	2.参加資格 (3) 応募者に求める資格・条件	3	一般ガス導管事業の実績について、グループで株式を保有している等の関係会社でもその実績を有するものと認められるか。	一般ガス導管事業及びガス小売事業の実績については、代表企業又は構成企業（事業譲受会社の議決権株式を保有する企業）が有していることが必要であり、別の法人では認められません。
5	松江市ガス事業譲渡に関する募集要項	2.参加資格 (4) 応募者等の制限 別紙2 株式会社松江ガスサービスについて	4 15	株式会社松江ガスサービスに対して出資している民間企業が参加することは、本公募において著しく公平性を欠く可能性が考えられることから、「応募者等の制限」に追加していただきたい。	本ガス事業譲渡に係る情報は厳正に管理しており、本市ガス事業の関連会社への事前の情報提供等は一切行っておりません。 また、株式会社松江ガスサービスの譲受、並びにそのための提案にあたって、必要な情報は本公募において開示するため、著しく公平性を欠くことにはあたらないと考えます。 よって、株式会社松江ガスサービスの本市以外の出資者を、応募者等の制限に加える考えはありません。
6	松江市ガス事業譲渡に関する募集要項	6. (1) ③提出方法	9	「なお、令和6年8月に実施した現地見学会の際に、守秘義務誓約書を締結した事業者については、当該守秘義務誓約書に基づき、守秘義務対象資料の開示を行うこととする」と記載がありますが、いつ資料の開示があるのでしょうか。	質問にあるなお書きは、守秘義務対象資料開示申込書（様式1）の提出を前提としています。 令和6年10月15日（火）～10月25日（金）午後5時までの間に守秘義務対象資料開示申込書（様式1）を提出し、その後事務局から送付した守秘義務誓約書（令和6年8月に提出済みの場合は不要）を提出した申込者に対しては、別添「松江市ガス事業譲渡守秘義務対象資料 開示済資料との対応表」に示す資料の開示を行います（令和6年8月及び9月の開示資料から追加あり）。 なお、第一次審査前に開示した守秘義務対象資料は、資格審査を通過した応募者から資料開示申込書の提出があれば、守秘義務誓約書の提出（令和6年8月に提出済みの場合は不要）を条件として当該応募者に開示します。